

吉富町日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年11月1日

告示第73号

改正 平成25年3月4日告示第13号

平成27年12月24日告示第124号

平成28年3月28日告示第28号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる障害者等とする。
- (2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であって、町民税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第3条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。）（以下「申請者」という。）は、吉富町日常生活用具給付（貸与）申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

(調査)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、吉

富町日常生活用具給付（貸与）調査書（別記様式第2号）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

（決定）

第5条 町長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、吉富町日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、吉富町日常生活用具給付（貸与）券（別記様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第6条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた申請者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第7条 第5条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた障害者等又はその保護者は、町長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第8条 第5条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等又はその保護者（以下「給付等決定者等」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（業者への支払い）

第9条 町長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額を限度額とする。

（貸与の取消し）

第10条 町長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- （1） 第2条第2号の規定による対象者でなくなったとき。
- （2） 障害者等でなくなったとき。
- （3） 障害者等が死亡したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、吉富町日常生活用具貸与取消通知書（別記様式第5号）により用具貸与者に通知するものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第11条 町長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- （1） 暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。
- （2） 別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- （3） 給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること。
- （4） 第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行うこと。

（再給付等の決定）

第12条 町長は、既に給付等を受けている用具と同一の用具の再申請に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例により当該用具の耐用年数を勘案のうえ再給付等の決定を行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第13条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第14条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第15条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、吉富町日常生活用具給付(貸与)台帳(別記様式第6号)を整備するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(吉富町重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱等の廃止)

2 吉富町重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成14年告示第36号)及び吉富町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成14年告示第35号)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に廃止前の吉富町重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為及び廃止前の吉富町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成25年3月4日告示第13号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日告示第124号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練 用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円

		に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円
自立生活支入浴補助用	下肢又は体幹機能に	入浴時の移動、座位の保	90,000円

		補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	円)
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齡児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を	15,500円

	は重度若しくは最重度の知的障害者（児）	発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	
自動消火器	であってそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円

在宅療養等 支援用具	透析液加温 器	腎臓機能障害 3 級以 上の身体障害者 (児)。ただし、原 則として 3 歳以上の 者	透析液を加温し、一定温 度に保つもの	51,500 円
	ネブライザ ー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級 以上又は同程度の身 体障害者 (児) であ って、必要と認めら れる者	身体障害者 (児) が容易 に使用し得るもの	36,000 円
	電気式たん 吸引器	体障害者 (児) であ って、必要と認めら れる者		56,400 円
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う身 体障害者 (児)		17,000 円
	盲人用体温 計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の 視覚障害者 (児) で	視覚障害者 (児) が容易 に使用し得るもの	9,000 円
	盲人用体重 計	盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯。 ただし、原則として 学齢児以上の者		18,000 円
情報・意思 疎通支援用 具	携帯用会話 補助装置	肢体不自由又は音声 機能若しくは言語機 能障害であって、発 声・発語に著しい障 害を有する身体障害 者 (児)。ただし、 原則として学齢児以 上の者	携帯式で、ことばを音声 又は文章に変換する機能 を有し、身体障害者 (児) が容易に使用し得るもの	98,800 円

<p>情報・通信支援用具</p>	<p>上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）</p>	<p>障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等</p>	<p>1 0 0, 0 0 0 円</p>
<p>点字ディスプレイ</p>	<p>視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害 2 級かつ聴覚障害 2 級以上）身体障害者であって、必要と認められる者</p>	<p>文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。</p>	<p>3 8 3, 5 0 0 円</p>
<p>点字器</p>	<p>視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者</p>	<p>視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製</p>	<p>(1) 標準型 ア 1 0, 4 0 0 円 イ 6, 6 0 0</p>

		(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの	85,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する	99,800円

		もので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	
視覚障害者 用拡大読書 器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円

聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円
人工喉頭	喉頭を摘出した身体障害者（児）	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式 5,000円 （気管カニューレ付） 3,100円加算</p> <p>電動式 70,100円</p>
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であ	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	<p>新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円</p>

	<p>ってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>		円
<p>ファックス (貸与)</p>	<p>聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>	<p>聴覚障害者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>7, 700 円</p>
<p>視覚障害者 用ワードプ ロセッサ (共同利用)</p>	<p>視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者</p>	<p>編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点</p>	<p>1, 030, 000円</p>

			字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱を造設した身体障害者（児）	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	蓄便袋 月額 8,858円
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 1,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 1,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成	男性用

			し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 女性用 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う	200,000円 ただし、原則1回とする。

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 紙おむつ等は先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿若しくは排便機能障害のある者、ただし、先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある者で、紙おむつ等を必要とする者も対象とする。また、脳原性運動機能障害とは乳幼児期以前に発症した非進行性脳病変（脳性麻痺、低酸素脳症、脳出血、頭部外傷、水頭症等）をいう。

別記様式第1号(第3条関係)

吉富町日常生活用具給付(貸与)申請書

平成 年 月 日

吉富町長 様

居住地
申請者氏名 印
対象者との続柄 ()
電話番号

吉富町日常生活用具給付事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象者	氏名			生年月日	年 月 日生	
	居住地				個人番号	
	障害者手帳	第 号			年 月 日交付	
	障害名				障害等級	種 級
世帯状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	個人番号	備考	
給付(貸与)を希望する理由						
給付(貸与)を受けたい用具の名称				希望する型式規模等		
給付(貸与)上、特に希望する事項						
*用具取付工事内訳		—		*概算額		
				*助成申請額		
該当する所得区分		<input type="checkbox"/> 生活保護 ・ (<input type="checkbox"/> 低所得1 ・ <input type="checkbox"/> 低所得2) ・ <input type="checkbox"/> 一般 ・ <input type="checkbox"/> 一定所得以上				
世帯範囲の特例に関する認定		<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。				
生活保護への移行予防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。				
備考						

- 注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳の写し
 - (2) 給付又は貸与を希望する用具の見積書
 - 2 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。
 - 3 *欄は、取付(給付に限る。)を申請する場合に記入すること。

別記様式第2号(第4条関係)

吉富町日常生活用具給付(貸与)調査書

① 申請書受付番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏名		③ 対象者との 続柄	
④ 対象者	氏 名				生年月日	年 月 日	
	居 住 地						
	障 害 者 手 帳 番 号	第 号	障害名		障害等級		
⑤ 世帯状況	氏 名	対象者との 続柄	課税区分	町民税所得割	町民税非課税者収入状況等	備 考	
				円	円		
				円	円		
				円	円		
⑥ 世帯区分	1 生活保護 (2 低所得1 3 低所得2) 4 一般 5 一定所得以上						
⑦ 住いの 状 況	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾・否)		⑧ 給付(貸与)後 の 介 護 の 状 況		1 日常生活基本動作の獲得、維持又は向上が期待 できる 2 給付等しても他人の介助が必要である 3 その他 ()		
⑨ 給付(貸与)の 要 ・ 否	1 要 2 否	要否の理由					
⑩ 給付(貸与)す る用具名(型)	⑪ 予 定 価 格 円	⑫ 申請者が支払うべき額 円			⑬ 公費負担予定額 円		
* 取付助成の 要 ・ 否	1 要 2 否	要否の理由					
*取付工事の内容							
* 工 事 概 算 額 円		* 申請者が支払うべき額 円			* 助成予定額 円		
⑭その他特記事項							
年 月 日				調査員 氏名			㊟

- 注 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。
 2 貸与の場合は、⑫・⑬欄は不要であること。
 3 *欄は、取付費助成(給付に限る。)の申請があった場合、調査し記入すること。

別記様式第3号(第5条関係)

吉富町日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

吉富町長



吉富町日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
給付する用具名 (型式規模等を含む。)			
納入業者名			
住 所	電話		
価 格	円		
給付等決定者等が支払う べき金額	円	公費負担額	円
取付費助成工事名			
取 付 費 用	円		
他法による給付費	円	助 成 額	円
注 意 事 項	1 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付される ものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供 したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうこと があります。		

2 却下

理 由	
-----	--

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます(この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として(代表者は吉富町長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます(この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます(その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。)

別記様式第4号(第5条関係)

吉富町日常生活用具給付(貸与)券

1 給付等番号	第 号	2 給付券発行 年 月 日	年 月 日
3 対象者氏名		4 生年月日	年 月 日
5 居住地			
6 給付等決定者等		7 対象者との続柄	
8 給付等する用具名 型式・規模等		9 価 格	
10 給付等決定者等 が支払う額	円	11 公費負担額	円
※ 取付工事の助成 を受ける工事名		※ 費 用	円
※ 他法による給付費	円	※ 助 成 額	円
12 納入業者名			
13 納入業者住所		電 話	
14 この給付券の有効期限			
給付等決定者等が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請 求 期 限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日			
吉富町長			印
15 業者の用具 納入・取付の日	年 月 日	16 給付等決定者等よ り受領した額	
17 納入業者名及び 受領年月日	業 者 名	印	
	受領年月日	年 月 日	
18 用具受領者氏名 及び印鑑	印	19 検収者	職 名 氏 名
20 その他特記事項			

注 本表は、1～14、19、20は町、15～17までは納入した業者が、18は受領者が記入すること。

※欄は、取付費助成を決定した場合記入すること。

別記様式第5号(第10条関係)

吉富町日常生活用具貸与取消通知書

第 号
年 月 日

様

吉富町長



吉富町日常生活用具給付事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。
記

貸与番号	第 号	貸与取消 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
貸与用具名 (型式規模等を含む。)			
取消理由			
注意事項	貸与用具については、吉富町長の指示に従い速やかに返還してください。		

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます(この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として(代表者は吉富町長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます(この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます(その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。)

別記様式第1号 (第3条関係)

別記様式第2号 (第4条関係)

別記様式第3号 (第5条関係)

別記様式第4号 (第5条関係)

別記様式第5号 (第10条関係)

別記様式第6号 (第15条関係)